

有期雇用10年超えの研究者

雇用先未定・不明1499人

継続は8割

977人(80.5%)にのぼった。とらあえずは大量の雇い止めが避けられたといえるが、完全に解消されたわけではない。

文部科学省は12日、全国の研究者らの雇用実態調査の結果を発表した。有期雇用の期間が通算10年を超えて無期雇用に転換できるという法的な特例の対象者のうち、定年退職以外で雇用契約が切れた後、その後の状況が不明の人などが12%を超えた。特例により定年退職まで雇用を継続できる人が約8割いた半面、適用前に「雇い止め」になる例が依然として残っているとみられる。

改正労働契約法の施行から4月で10年になったのを機に研究者らの雇用実態を調べた。全国の公私立大や大学共同利用機関法人、研究開発法人の計847機関に4月1日現在の状況を聞き、8

0.1機関から回答があつた。

特例の対象者で有期雇用期間が通算10年を超えた人は1万2397人。このうち定年退職以外で雇用契約が切れた後、次の仕事が決まっていない人や、その後の状況が不明の人が1499人(12%)であるとみられる。

一方、特例によって無期雇用契約を結んだり無期雇用契約を求める権利を得たりして定年まで雇用継続できる人が9

977人(80.5%)にのぼった。とらあえずは大量の雇い止めが避けられたといえるが、完全に解消されたわけではない。

文科省は12日、調査結果を踏まえ、研究者らの雇用安定に向けて適切な対応をとるよう大学や研究機関などに文書で依頼した。また今後、有識者会議を立ち上げ、特例の運用の見直しや研究者らの雇用環境の改善策を検討することにしている。

(村山知博)